

杉並区男女共同参画行動計画の改定に向けた取組について

令和3年度までを計画期間とする現在の男女共同参画行動計画について、以下のとおり、改定に向けた取組を進めることとしましたので報告します。

1 改定の基本的な考え方

- (1) 男女共同参画社会を目指す計画として、ジェンダー平等の視点を重視した、区民にわかりやすい計画体系に見直す。
- (2) 計画に盛り込む目標別の取組については、これまでの実績や今年度を実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果等を踏まえた内容にするとともに、新たな総合計画等との整合を図る。
- (3) 現計画と同様に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者暴力防止基本計画」を包含した計画とする。

2 計画期間

新たな総合計画等との整合を図るため、計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間とする。

なお、今後の総合計画等の改定に合わせて、所要の見直しを行うものとする。

3 改定の進め方

- (1) 杉並区男女共同参画推進区民懇談会（以下「区民懇談会」という。）の意見等を踏まえて、計画改定案を策定する。
- (2) 改定後の計画は、計画改定案に係る区議会への報告及び区民等の意見提出手続を経た上で決定する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|-----------------------|
| 令和4年1月 | 計画改定案の策定 |
| 2月 | 計画改定案を区民生活委員会へ報告 |
| 3月 | 計画改定案に係る区民等の意見提出手続の実施 |
| 6月 | 改定後の計画を区民生活委員会へ報告・公表 |